

## 千葉市委託業務評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する業務委託について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234号の2第1項の規定に基づく検査を適正、かつ、効率的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領を適用する契約(以下「委託契約」という。)は、千葉市委託業務検査要綱(以下「要綱」という。)を適用する契約、要綱を準用する契約及び特に市長が定める契約以外の委託契約とする。

(完了届)

第3条 委託業務担当課の課長は、受注者をして委託業務が完了したときは、完了届(様式第1号)を提出させなければならない。

(検査員の指定、検査日等)

第4条 委託業務担当課の課長は、受注者から完了届を受領した日から3日以内(千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉市条例第1号)に規定する市の休日を除く。)に当該検査を行う検査員を指定し、委託業務検査実施通知書(様式第2号)により受注者に通知するものとする。  
ただし、委託業務担当課の課長に事故があるときは、部長等が指定する職員が職務を代理する。

2 委託業務担当課の課長は、完了届の提出があった日から起算して10日以内に前項の規定により指定した検査員に当該指定に係る検査を完了させなければならない。

(評定者)

第5条 評定は、次の各号に定めるそれぞれの担当員をもって評定者とする。

- (1) 検査員は、委託業務担当課の課長補佐以上の者とする。  
ただし、検査員に事故があるときは、主査以上の者とする。
- (2) 監督員は、委託業務担当課の課長が命じた者とする。

(評定の方法)

第6条 委託業務完了のとき、委託業務担当課の課長が必要と認めた委託契約にあつては、成績評定を考査基準により速やかに行うものとする。

2 検査員並びに監督員が複数の場合は、それぞれの担当員で協議して評定す

るものとする。

(検査報告)

第7条 検査員は、完成検査終了後、速やかに完成検査報告書（様式第3号）並びに成績調書（様式第4号）を作成し、担当課の課長に報告するものとする。

(認定通知)

第8条 委託業務担当課の課長は、検査員から検査の報告を受けた場合において合格と認定したときは、当該検査に係る委託業務の完了について認定し、委託業務認定通知書（様式第5号）を、検査員を通じて受注者に交付するものとする。なお、認定しない場合は、成績欄に「－」標記するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後契約する委託業務から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後契約する委託業務から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後契約する委託業務から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後契約する委託業務から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後契約する委託業務から適用する。